

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会
役員・各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

制 定 平成12年 9月26日
最新改正 平成19年 4月 1日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会の役員並びに評議員及び社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会部会、分科会及び委員会等設置規程第6条に規定する委員会の構成員（行政関係者を除く）に対する費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員並びに評議員及び各種委員会委員が、その職務を遂行するため会議に出席したときは、費用弁償として1,500円を支給することができる。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は理事会で定める。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月 1日から施行する。

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会役員・評議員等の費用弁償に関する規程

平成12年9月20日制 定

第1条 役員、評議員等に対する費用弁償に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 役員、評議員等が理事会、評議員会へ出席したときの費用弁償として、一回あたり1,500円を支給する。

附 則 この規程は、平成12年9月20日から施行する。